

介護職員就業・定着促進事業費補助金交付要綱

平成27年10月 1日
福祉保健部長寿介護課

(趣旨)

第1条 県は、宮崎県地域医療介護総合確保基金条例（平成26年宮崎県条例第65号）第1条に定める基金を活用し、介護職員の離職の防止、定着の促進を支援するため、予算で定めるところにより、介護職員就業・定着促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付け医政発0912第5号厚生労働省医政局長ほか通知）及び補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「介護職員初任者研修」とは、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項各号に掲げる研修で、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程に係るものをいう。

(補助事業者)

第3条 この要綱に基づく補助金は、宮崎県内に所在する事業所及び施設の開設者であって、介護業務の経験が3年以内の介護職員を雇用し、当該職員に係る介護職員初任者研修の受講料を負担した事業者（以下「補助事業者」という。）に対し交付する。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象経費及び補助金額は次のとおりとする。

補助対象経費	補助金額
介護職員初任者研修の受講料として補助事業者が負担した経費	受講者1名に対して補助事業者が負担した受講料又は5万円を上限に県が定める額のうち、いずれか低い額

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付の上、介護職員初任者研修の修了日から起算して2か月以内又は介護職員初任者研修の修了日が属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに、県に提出するものとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
- (2) 補助金所要額調書（別記様式第2号）
- (3) 収支決算書（別記様式第3号）
- (4) 介護職員初任者研修指定事業者への受講料支払が確認できる書類（写）
- (5) 補助事業者が受講料を負担したことを確認できる書類（写）
- (6) 介護職員初任者研修修了証明書（写）

- (7) 誓約書（別記様式第4号）
- (8) 納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
- (9) 特別徴収実施確認・開始誓約書（法人の場合）（別記様式第5号）
- (10) その他知事が必要と認める書類

（補助条件）

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の申請年度と同年度の3月31日までに、受講者が介護職員初任者研修課程を修了し、修了証の交付を受けること。
- (2) 補助事業者及び受講者が、介護職員初任者研修の受講料について、他の制度に基づく補助等の支援を受けないこと。
- (3) その他規則及びこの要綱の規定に従うこと。

（補助金等の交付の除外）

第7条 申請者（第1号から第3号までは役員を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を行わないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 県税に未納がある場合
- (5) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施していない場合又は特別徴収を開始することを誓約しない場合
- (6) その他補助が適当でないと知事が認める者

（申請の取下げのできる期限）

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定及び確定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第9条 この補助金は、精算払により交付する。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、介護職員就業・定着促進事業費補助金請求書（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（書類の提出部数等）

第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行し、平成27年度の予算に係る介護職員就業・定着促進事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の予算に係る介護職員就業・定着促進事業費補助金から適用する。